

「奨学金継続願」の提出について

事前広報に注意し、スカラネット・パーソナル画面で振込金額等を確認したうえで、スカラネット・パーソナルにより「奨学金継続願」を提出してください。

～全体の流れ～

「奨学金継続願」提出対象者

●2021年10月現在、給付・貸与奨学生を受給中の者。

※以下の者も提出対象者に含まれますのでご注意ください。

- ・過去に休学をし卒業期が延期している学士・修士・博士（後期）・一貫性博士・専門職学位課程の最終学年で2021年度（2022年3月）満期でない者
- ・給付奨学生で併給調整により第一種奨学生の振込が止まっている貸与奨学生である者
- ・適格認定（家計）において支援区分の見直しの結果「支援対象外」となった者
- ・国費による支援受給中で給付月額が0円となっている者
- ・他の奨学生併給不可等で本人の都合により停止している者

ただし、2021年度（2022年3月）満期者、2021年11月以降採用者および12月現在貸与・給付終了手続き中の者は除く。

●2022年4月以降、奨学生貸与を辞退したい場合や継続の意思がない場合も手続きが必要です。

※該当者は「奨学生振込みの継続の確認」の項目で、「奨学生の継続を希望しません」を選択してください。

（注）日本学術振興会特別研究員採用者は併給不可ですので別途、京都大学ホームページ（ホーム>教育・学生支援>経済支援>さまざまな奨学生>日本学生支援機構（JASSO）奨学生）よりダウンロードし「異動願（届）【辞退】」を奨学掛に提出してください。

異動願（届） <https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon>

スカラネット・パーソナル



スカラネット・パーソナルにより「奨学金継続願」を提出してください。「奨学金継続願」を提出しないと奨学生は“廃止”となります。

【スカラネット・パーソナル ログイン画面】 <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/> （新規で使用する場合は登録が必要です。）

【入力期間】 2021年12月15日（水）～2022年1月14日（金）【各日8時～25時】

ただし年末年始（12月29日～1月3日）は除く

※送信（提出）後の「受付番号」表示で、提出完了となります。

※併用の場合は、それぞれの奨学生（第一種・第二種・給付）に対し、提出が必要です。

給付奨学生（旧制度）の提出書類について

※給付奨学生（新制度）および貸与奨学生（第一種、第二種）は対象外です。

給付奨学生（旧制度）は、「奨学金継続願」の提出に加え、上記期間内に下記の書類を学生課奨学掛窓口に提出してください。

（詳細は「（旧制度）給付奨学生継続願の提出手続きについて」の「提出書類について」を参照してください）

①令和3年度（令和2年分）住民税（非）課税証明書

- ・家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の証明書が必要です。※父母ともにいる場合は無職無収入であっても両方の証明書が必要
- ・政令指定都市にお住いの場合、政令指定都市以外の標準税率（税源譲渡前）に基づいた所得割額が記載された証明書が必要です。

※奨学生申込時にマイナンバーを提出した2019年度以降採用者は、家計支持者の住民税（非）課税証明書の提出は必要ありません。

②自宅外通学に関する証明書

- ・自宅通学や、家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）が関西（京都・大阪・兵庫・滋賀・奈良）以外にお住まいの場合は必要ありません。

・家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の住民票および、あなたの住民票もしくは住所が確認できる公共料金の最新の請求書、最新の在寮証明書等を提出してください。

審査（適格認定）



提出された「奨学金継続願」の記入内容と学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続の可否を判断します。

※「継続」以外の処置（廃止、停止、警告）者には、4月下旬（予定）に連絡をします。なお、停止の処置となつても貸与は卒業予定期までです。

※「継続」の場合は連絡をしません。2022年4月分（振込予定期：4月21日前後）の振込で確認してください。

※裏面の注意事項もよくお読みください。→

注意事項

■「奨学金継続願」提出対象外の者について■

- ・休止中(現在、休学中等で奨学金の振込が休止されている者)、停止中の者
- ・「留学奨学金継続願」承認中または2022年4月以前を始期とする「留学奨学金継続願」を提出した者
- ・最終受領希望月を2022年3月以前とする貸与終了手続き(辞退・退学・採用取消)を行った者
※辞退を取消す場合は、継続願の提出が必要であるため、上記継続願入力期間内に速やかに奨学掛へ連絡してください。
- (注)給付奨学金(新制度)の停止について、適格認定(家計)において支援区分の見直しの結果「支援対象外」となった者や他の国費による支援受給中で給付月額が0円となっている者、他の奨学金併給不可等で本人の都合により停止している者は、「奨学金継続願」の提出は必要ですのでご注意ください。

■適切な貸与月額への指導について■

奨学生本人の収入金額と支出金額の収支差が学部生36万円以上、大学院生45万円以上ある場合は、適切な奨学金貸与額への変更等の指導を行います。収入・支出金額入力にあたっては十分注意してください。

※「収入」の「日本学生支援機構の奨学金」欄に採用取消で返戻した奨学金の金額が含まれている場合は、「支出」の「その他」欄にその金額を含めてください。

■住所等に変更がある場合について■

「E-あなたの返還誓約書情報」欄に、連帯保証人・保証人の住所(住民票住所)・氏名等(人的保証の場合)、連絡先の住所・氏名等(機関保証の場合)が表示されています。これらに変更や訂正がある場合は、「奨学金継続願」提出後、京都大学ホームページより様式をダウンロードし、上記継続願入力期間内に奨学掛に提出してください。

- ・連帯保証人・保証人について変更(人物、改姓等)したい場合 → 連帯保証人・保証人変更届
- ・連帯保証人等住所(住民票住所)を変更したい場合 → 住所変更届

京都大学ホームページ(ホーム>教育・学生支援>経済支援>さまざまな奨学金>日本学生支援機構(JASSO)奨学金)

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/nihon>

京都大学 日本学生支援機構

検索

■入力内容の訂正について■

原則、入力内容を訂正することはできません。ただし、内容が「継続」にかかわること(「返還の義務」について「自覚していない」を選択した場合は除く)および「指導」対象にかかわることについては、受け付けることもありますので、速やかに下記までご連絡ください。

*特に「返還義務の自覚」設問については十分注意してください。

奨学掛より入力内容等について連絡する事がありますので、以下に注意してください。

- ・電話: 応答できない場合は、必ず折返し連絡ください。留守番電話に内容が残っている場合は、その内容に従ってください。
- ・メール: メール(一斉配信含む)を拒否しないよう設定してください。(840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)。本人連絡先は主にKULASIS届出メール、奨学金届け出情報によります。

◎不明な点がありましたら下記までご相談ください◎

担当 教育推進・学生支援部学生課奨学掛 Tel 075-753-2535 Email 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp